

奈良県告示第百三十五号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定により道路管理者である奈良県に代わってその権限を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、平成三十年三月三十一日道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六六号
- 三 道路の区域

区 間	区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
葛城市竹内一六六 六番先から 葛城市辨之庄一五 一番一先まで	前		一〇・七 一七四・五	五二八五・〇	南阪奈道路
	A				
葛城市太田一一八 六番二先から 葛城市中戸一六番 一先まで	前		八・五 四二・〇	九九一・六	
	B				
葛城市太田一一八 六番二先から 葛城市中戸一六番 一先まで	後		八・五 四二・〇	九九一・六	
	B				

